岐阜県科学技術振興セン タ 条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 0 1 7

岐阜県科学技術振興セ ンタ 一条例 \mathcal{O} 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年 九月十四日提出

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県科学技術振興センター条例 \mathcal{O} 部を改正する条例

る 岐阜県科学技術振興セ ン タ · 条 例 (平成十年岐阜県条例第二十号) \mathcal{O} 部を次のように改正す

題名を次 のように改 Ø

テク ノプラザもの づくり支援センタ

第一条を次 のように改める

(設置)

とい の振興に寄与するため、 並びに県民に対する情報提供を行うことにより、 一条 もの . う。 を設置する。 づくり及び情報通信に係る人材の育成、 各務原市にテクノプラザものづくり支援センター 県民生活の向上及び岐阜県のものづくり産業 産学官の交流及び企業等の活動 以下 「セン 0 場の提供

四号とし、 第十二条第四号中 第二号を第三号とし、 「前三号」を 第一号の次に次の一号を加える。 「前各号」に改め、 同号を同条第五号とし、 同条中第三号を第

ものづくり産業の振興に資する事業の企画及び実施に関すること。

に改め、 ただし書を加える。 第十三条第一号イ中 「休日」の下に「及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで」 「及び」を「(第一別館及び第二別館にあっては、 土曜日及び日曜日) を加え、 同号イに次の

ただし、ベンチャ ・ファ クト ij に つい ては、 無休とすること。

次のただし書を加える。 第十三条第一号口を削り、 同号ハ中 | 及び 口 を削り、 同号ハを同号口とし、 同条第二号イに

でとし、 ただし、 ンチャ 第一別館及び第二別館に ファクトリ に 9 9 V V てはそれらの てはその利用時間を終日とすること。 利用時間を午前 九時 から午後五時ま

別 表中備考以外の部分を次のように改める

別表(第六条、第十一条関係)

一 本館

二、六七〇 四、九二〇 間 T 二〇 二、二〇 二十、二〇 四、九二〇 二十、二〇 二十、二〇 二十二〇 二十二〇 二十二〇 二十二〇 二十二〇	で 間 午前及び午後 四、九二〇 二一、七九〇 が、六〇〇 二十、十九〇	四、一六、一三 間	第五会議室	一平方メートル一日
九二〇間	二一、七九〇 額	午前及び午後 午後及び夜間 二一、七九〇 二五、四五〇 大、六〇〇 七、六五〇	三、八八〇五、一三〇三、二五〇四、三〇〇	

二 第一別館

		知事が定める額	附属施設設備等	附
一、七四〇	一、一七〇	八八〇	講師控室	講
一九、一八〇	一二、九〇〇	九、六七〇	第十四研修室	
111, 1110	八、二〇	六、一六〇	第十三研修室	石
一五、六九〇	一〇、五五〇	七、九一〇	第十一研修室	——— 开
五、二四〇	三、五二〇	二、六四〇	修 第八研修室、第九研修室及び第十研修室	修
六、九八〇	四、六九〇	三、五二〇	第六研修室、第十二研修室及び第十五研修室	2
八、七二〇	五、八六〇	四、四〇〇	室 第三研修室及び第四研修室	É
三、四九〇	11、川田〇	一、七六〇	第一研修室、第二研修室、第五研修室及び第七研修室	
全日	午後	午前	9	
2)	額 (円)	金		

三 第二別館

		金	額	(円))	
3	午	前	午	後	全	Ħ
第一研修室、第二研修室及び第三研修室	1.1	五六〇	11, (040	111,	〇九〇
附属施設設備等	知事が定	足める額				

四 ベンチャーファクトリー

区分	金 額 (円)
ベンチャーファクトリー	一平方メートル一月につき八七〇

別表備考第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、第一別館及び第二別館にあっては、午後一時から午後五時までをいう。

別表備考第一号へに次のただし書を加える。

ただし、 第一別館及び第二別館にあっては、 午前九時から午後五時までをいう。

別表備考中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

は、 利用料金の額を算出する基礎となる面積に一平方メートルに満たない端数があるとき これを一平方メ ートルとして計算するものとする。

兀 は、 一月当たり 日割で計算するものとする。 で定められている利用料金の額については、 利用期間が一月に満たないとき

附則

(施行期日)

る。 この条例は、 令和六年四月一日から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布の日から施行す

(準備行為)

2 る指定及びこれに関し必要な行為は、 この条例による改正後のテクノプラザものづくり支援センター条例第十条第三項の規定によ この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案説明

る等のため、 岐阜県科学技術振興センタ この条例を定めようとする。 \mathcal{O} 名称及び施設の内容を変更し、 並び に利用料金の上限額を定め